

民生委員・児童委員に対する厚生大臣 特別表彰の実施について

昭和 50.7.2 社庶第 112 号
厚生省社会局庶務課長
児童家庭局企画課長 通知

標記については、昭和 50 年 7 月 2 日社庶第 111 号社会局長、児童家庭局長名をもって通知されたところであるが、これが実施にあたっては次の事項に十分留意の上適正な運用を図らねばならない。

1 趣旨について

最近における生活環境の複雑化、核家族化の進行、人口都市集中化等に伴い地域における社会連帯意識の希薄化等の現象が顕著となってきた。このような社会情勢の変化に対応した民生委員・児童委員活動の充実と改善を図るため国・都道府県市町村はもとより、全国民生委員・児童委員協議会においても従来からの種々の対策を講じてきたところであるがその成果は必ずしも十分なものとなっていない実情にある。これを対処するため多年にわたり民生委員・児童委員活動に多大の功績があったにもかかわらずいまだ表彰の機会に恵まれない者の労苦に報いることにより活発な活動力と指導力のある者の登用を促進する趣旨をもって新たに民生委員・児童委員に対する厚生大臣の特別表彰が実施されることとなったものである。

2 表彰の範囲について

- (1) この表彰は、民生委員・児童委員としてその職務に精励し、功績が顕著であると認められる者であって、次の①又は②に該当する者とする。
 - ① 毎年 11 月末日（以下「基準日」という。）時点において、次のいずれかに該当する者（以下「定時表彰対象者」という。）
 - ア. 基準日以前 1 年間において辞職した者であって、その辞職の日までにおおむね 20 年以上の在職期間がある者
 - イ. 基準日以前 1 年間において辞職した 75 歳（地方社会福祉審議会において、民生委員・児童委員の中から選任する年齢を 75 歳未満に定めている場合は、当該年齢）以上の者であって、その辞職の日までにおおむね 15 年以上の在職期間がある者
 - ② 死亡した者であって、その死亡の日までにおおむね 20 年以上の在職期間がある者（以下「随時表彰対象者」という。）
- (2) 「民生委員・児童委員として他の制度により表彰された者」とは、過去において民生委員・児童委員として春秋叙勲又は褒章条例（明治 41 年太政官布告第 63 号）による厚生大臣表彰を受けた者をいうものであること。なお、昭和 32 年及び 49 年に民生委員・児童委員の永年勤続者として厚生大臣感謝状を受けた者は、表彰の対象として差し支えないこと。
- (3) 「民生委員法第 11 条の規定によりその職を解かれた者等」の「等」とは同上の規定による解嘱までには至らないが同上第 1 項各号に該当するような事由によって自発的に辞職したような場合をいうものであること。

3 表彰の時期

- (1) 定時表彰の時期は、都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては市長、以下同じ。）が 4 の(1)による都道府県知事の具申に基づき厚生大臣が被表彰者を定めた日（昭和 50 年度においては昭和 52 年 12 月 1 日）以降において都道府県（指定都市及び中核市を含む、以下同じ。）の社会福祉大会等の時期に併せて適宜定めること。
- (2) 随時表彰の時期は、都道府県が 4 の(2)による都道府県知事の具申に基づく厚生大臣の決定があり次第、速やかに伝達できるよう定めること。

4 表彰の具申

(1) 定時表彰

ア. 定時表彰に係る都道府県ごとの被表彰者数は、毎年、11月末時点での対象者をあらかじめ調査して厚生大臣が定めるものであること。

イ. 都道府県知事は、上記アの被表彰者数の範囲内において別に示すところにより被表彰者候補者の名簿及び調書を作成し、厚生大臣あて提出すること。

(2) 随時表彰については、速やかに別紙様式により調書を作成し、厚生大臣あて提出すること。

5 その他の留意事項

この要綱による表彰は、同一人について重ねて受けることはできないものであり、また、この要綱による表彰を受けた者は次に掲げる表彰又は感謝状を重ねて受けることはできないものであること。

(1) 民生委員・児童委員表彰規則（昭和35年厚生省令第34号）に基づく厚生大臣の表彰

(2) 民生委員法の制定を記念して実施される厚生大臣の特別表彰

(3) 民生委員・児童委員に対する感謝状授与要綱（昭和40年11月26日厚生省社発第263号各都道府県知事・指定都市市長あて厚生省社会局長、児童家庭局長通知）に基づく厚生大臣の感謝状